

タイの会社法とコーポレートガバナンス —民商法典および公開会社法を中心として

丹野 勲

はじめに

タイの会社に関する基本法は、民商法典（1928年）と公開会社法（1992年公開会社法）である。民商法典では、第22編「パートナーシップと会社法」（第1012条から第1273条）が会社に関連する法規部分となっている。民商法典は、現在まで何回か一部改正された。公開会社法（以降は1992年公開会社法とする）が1992年に制定され、2001年に一部改正された。

タイは、1997年に経済危機（アジア通貨・経済危機）に直面し、政府から緊急融資を受けたが、その支援の条件として各種の制度改革を要求された。その中には、企業統治改革の促進があり、2001年の公開会社法の改定のいくつかは、IMF、世界銀行の要求を反映したものである。

本稿では、タイの会社法に関する基本法である民商法典および1992年公開会社法⁽¹⁾について、株式会社および公開株式会社を中心としてコーポレートガバナンスの議論も含めて考察する。

なお、本論文は、神奈川大学国際経営研究所「アジアのコーポレートガバナンスと文化」、および文部科学省科学研究費補助金基盤研究C「アジア・太平洋のフロンティア地域の国際経営」（課題番号18530309）の研究成果でもある。

第1節 タイの企業形態

1. 私企業の企業形態

タイの民商法典によると、私企業の企業形態は以下である。

第1は、社員(株主)は全て無限責任である、普通パートナーシップ (Ordinary Partnership、中国語:無限公司) である。これは、合名会社、組合契約による企業に近い企業形態である。

第2は、無限責任社員と有限責任社員で構成される、有限パートナーシップ (Limited Partnership、中国語:両合公司) である。これは、合資会社に近い形態である。

第3は、株主は全て有限責任、株式の公開発行はできない非公開株式会社 (Limited Company、中国語:有限公司) である。これは、日本では、有限会社、または株式を上場していない閉鎖会社としての株式会社に近い形態である。

第4は、株主は全て有限責任であり、かつ株式を公募することができる公開株式会社 (Public Limited Company) である。これは、日本では、株式を公募できる株式会社、または株式を上場している公開会社としての株式会社に近い形態である。

以上の中で、第1の普通パートナーシップ、第2の有限パートナーシップ、第3の非公開株式会社といった企業形態は、タイ民商法典第1012条から第1273条までに規定されている。第4の公開株式会社は、1992年5月に公開株式会社法として独立の法律(1992年公開会社法)によって規定されている。なお、公開会社法は、2001年に一部改正された。

タイにおいて、これらの企業形態の中で最も数の多いのが、第3の非公開株式会社である。タイ資本の民間企業のみならず、日系企業も含むほとんどの外資系企業は非公開株式会社である。タイの有限公司という名称の非公開株式会社は、小規模な会社から、かなり大規模なタイ資本の会社や外資系企業までが含まれているという特徴がある。

株式および社債の公募を行うためには、1992年に施行された公開会社法により、発行会社の形態を公開会社にすることが義務づけられた。同時に全上場企業は、1993年5月までに、公開会社に会社形態を変更することが義務づけられた。公開会社は670社程度存在している⁽²⁾。

2. 普通パートナーシップ（無限公司）

パートナーシップは、二人以上の者が共同して事業を行い、その事業から得られる利益を分配する契約である（民商法典第1012条、以下民商法典を省略し条文番号のみ明記する）。普通パートナーシップは、全社員（出資者）がパートナーシップの債務について、連帯して無限責任を負う（第1025条）、法人形態である（第1015条）。

全社員は普通パートナーシップに出資する必要がある、出資は金銭、資産、または役務による（第1026条）。社員は、原則として、出資額にかかわらず1名1票の議決権を有する（第1034条）。社員全員の同意がなければ、原則として他人を社員にできない（第1040条）。各社員の利益または損失に対する権利義務はその出資額に比例する（第1044条）。

タイ民商法典では、普通パートナーシップ企業の組織・機関についての規定はない。

タイの普通パートナーシップ（無限公司）は、英、米ではパートナーシップ法により規定されている企業に近い。普通パートナーシップ企業は、無限責任を負う複数の者が出資し、法人格を有する。普通パートナーシップは、組合契約によって設立された企業、ないし合名会社に近い企業形態である。

3. 有限パートナーシップ（両合公司）

有限パートナーシップは、1人または複数の有限責任の社員、および1人または複数の無限責任の社員からなる（第1077条）。会社経営は、無限責任社員により執行される（第1087条）。有限責任社員は、他の社員の同意がなくても持分を譲渡することができる（第1092条）。

タイ民商法典では、有限パートナーシップ企業の組織・機関について規定はない。

タイの有限パートナーシップ（両合公司）は、無限責任を負う出資者と有限責任を負う出資者からなり、法人格を有する。有限パートナーシップは、合資会社に近い企業形態である。

第2節 株式会社（非公開会社）

1. 株式会社の性格と設立

株式会社は、株式による資本により設立され、全ての株主は有限責任を負う会社である（第1096条）。株式会社の設立は、7人以上が発起人となり、会社定款が必要である（第1097条）。会社定款には、会社の商号、会社の場所、会社の目的、登記予定の資本額と株式の額面価額、各発起人の氏名や引受け株式数、などを記載する（第1098条）。各発起人は一株以上引き受けなければならない（第1100条）。

会社の設立の際、登録資本金の25%以上払い込まなければならない。資本金の未払い分については、株主総会に特に定めがないとき、取締役は株主に対して未払込の株式に、いつでも催告をすることができる（第1120条）。

日本とタイを比較してみよう。日本では会社が将来発行できる株式を定款で記載し、取締役会の決議で授権株式の範囲内で株式を発行できるという授権株式制度を取っている。設立時に授権株式数の25%以上を発行しなければならず（日本会社法第37条）、定款の変更により既存の授権株式数を増加する場合にも、発行株式総数⁽³⁾の4倍までしか増加できない（ただし、非公開会社は、このような制約はない。日本会社法第113条）。

タイの非公開株式会社では、登録資本金に相当する株式を会社の設立の際全株発行するが、各株式は25%以上払い込めば登記できる。その後は、取締役の請求により未払い分を払い込むという、いわば株式の分割払いという制度である。タイでは、授権株式制度はない。

株式会社（非公開会社）の法定機関としては、株主総会、取締役・取締役会、会計監査人がある。

2. 株式

株式会社（非公開会社）は、株式を一般公募することはできない（第1102条）。株式はすべて額面株で無額面株はない。1株の額面価格は5バーツ以上である（第1117条）。タイでは、1株の額面価格は100バーツ、1000バーツが一般的である。株式は分割できない（第1118条）。

株式は、記名式株式（第1129条）と無記名式株式があり、無記名株式は全額払込済の株式に対してのみ発行することができる（第1134条）。株式は額面より低い価格で発行することはできない（第1105条）。株式には、普通株式と優先株式がある（第1111条）。株式会社は自社株を所有することはできない（第1143条）。

タイの株式会社での株式は、全て額面株であること、株式分割できないこと、記名株式と無記名株式があること、自社株を所有することができないこと、などの特徴がある。

3. 株主総会

株主総会は、1年に少なくとも1回開催される定例総会、および臨時総会がある（第1171条）。取締役が必要と認めた場合（第1172条）、会社の総株式の5分の1以上を所有する株主が求めた場合（第1173条）などで、臨時総会を招集する。

全株式の20%以上の株主が要求した場合、臨時株主総会を開催することが必要という条項は、少数株主の権利の保護を規定したものであろう。なお、日本の会社法では、総株主の議決権の3%以上を有している株主は、取締役会に株主総会の招集を請求できる（日本会社法297条）としている。

全株主は、株主総会に出席する権利を有する（第1176条）。株主総会の定足数は、全株主の25%以上である（第1178条）。株主は、1株1議決権を有する（第1182条）。

株主総会では、普通決議の場合、過半数以上で決定するが、同数となった場合、総会の議長の追加の1票で決する（第1193条）。株主総会での普通決議としては、取締役の選任・報酬・員数（第1150条、第1151条）、配当（第1201条）、会計監査人の選任（第1209条）、会計報告書の承認（第1214条）などがある。タイの株式会社での株主総会の普通決議は、定足数が25%以上で、日本の会社法と同じく50%以上の賛成が必要である。

株主総会の特別決議の場合は4分の3以上で決定する（第1194条）。なお、特別決議を要する事項は、定款の改正（第1145条）、新株発行による増資（第1220条）、減資（第1224条）、会社の解散（第1236条）、合併（第1238条）な

どの場合である。特別決議の場合は、75%以上の賛成が必要である。

4. 取締役、取締役会

取締役は株主総会によって選任される（第1151条）。取締役の員数および報酬は、株主総会により決定する（第1150条）。

各年の最初の株主総会で取締役の3分の1を改選しなければならないが（第1152条）、取締役の再選は認められている（第1153条）。

取締役は取締役会の議長を選任し、その任期を定めることができる（第1163条）。取締役会の議決は過半数の賛成によるが、同数の場合は議長の追加の一票により決定する（第1161条）。取締役はいつでも取締役会を招集することができる（第1162条）。

取締役は、支配人、または取締役からなる小委員会に対して、その権限を委任することができる（第1164条）。委任により特に定めている場合を除き、小委員会の決議は、委員の過半数の賛成によるものとし、同数の場合は小委員会議長の一票により決定する（第1165条）。この小委員会は、実際に経営を行う、いわば経営執行委員会として機関であろう。

タイでは、経営執行委員会を法律により設置を強制するのではなく、任意に設置することを認める形となっている。以上から、コーポレートガバナンスの視点で見ると、アングロサクソン諸国で一般的な取締役会と経営執行委員会の分離を制度として法制化していないという特徴がある。

5. 会計監査人

会社の会計監査のために会計監査人をおかなければならない。会計監査人は、株主であってもいいが、会社の取引に利害関係を有する者、取締役、従業員などは会計監査人に選任することはできない（第1208条）。会計監査人は定例株主総会において毎年選任され、退任する会計監査人の再選は妨げない（第1209条）。

会計監査人の報酬額は株主総会において決定する（第1210条）。会計監査人に空席が生じた場合、取締役は会計監査人を選任するため、直ちに臨時総会を招集しなければならない（第1211条）。

会計監査人は、すべての会社の記録、会計帳簿をいつでも閲覧するものとし、取締役、従業員などに会社会計に関して審問することができる（第1213条）。会計監査人は、貸借対照表および会計帳簿について定例株主総会において報告、意見を述べなければならない（第1214条）。

2000年会計法等により、会計監査人は、公認会計士によらなくてはならないと規定された⁽⁴⁾。このため、会計監査人は、公認会計士による外部監査という制度である。この点では、専門家の会計監査人による監査の法制化は、コーポレートガバナンスが強化されたことになるであろう。

第3節 公開株式会社

タイでは、株式を公開している株式会社については、公開株式会社法により規定されている。公開株式会社法は、1992年5月に独立の法律として公布され、2001年に一部改正された。本稿では、1992年公開会社法の規定に基づいて、公開株式会社について論ずる。

1. 公開株式会社の性格と設立

公開株式会社は、株式による資本により設立され、全ての株主は有限責任を負う、株式を公開している会社である（公開会社法第15条）。

公開株式会社は、15人以上の自然人が発起人となり基本定款を作成し、その他本法に従って会社を設立する（第16条）。発起人は、成年者、半数以上が国内居住者、引き受ける株式の5%以上は金銭で払込むこと、などの規定がある（第17条）。基本定款には、商号、株式の公開、会社の目的、登録資本金、株式の種類・数量・券面額、本店所在地、発起人、などを明記して、会社登記しなければならない（第18条）。

2. 株式

公開会社の株式は全て同一金額の額面株とする（第50条）。株式は分割することができない（第53条）。各株式は、全額払い込まなければならない（第54条）。会社は株式の譲渡に制限を設けてはならない。発起人は、株主総会の承

認を受けた場合を除いて、会社設立のための株式を会社の登記日から満2年が経過する前に譲渡することはできない（第57条）。

株式には普通株式と優先株式があり、定款に規定を設けている場合を除いて優先株式の普通株式への転換はできない（第65条）。

公開会社は、原則として自社株を所有することはできない。ただし、株主総会で議決に同意しない株主からの株式の買取り、および会社に繰越利益、剰余金があり自己株の買取りが財務管理上問題なく財務のため自己株を買取る場合に自社株を所有することはできる。ただし、自己株式は株主総会の定足数には加えられず、議決権および配当を受ける権利がない。また、買取った自己株は省令で定める期限内に売却しなければならず、もし期限内に売却できないとき、売却できない部分は償却することにより減資しなければならない（第66条）。

公開会社は、新株を新たに発行することにより増資することができる。ただし、増資は、株主総会の特別決議として4分の3以上の賛成、および全株式が払込み、または株式の未払込分が転換社債、株式引受証書として発行されることが必要である（第136条）。増資には、株主割当てと公募による新株発行がある（第137条）。

タイの会社法では、公開会社が増資を行う場合、取締役会だけの決定では行うことができず、株式総会での75%以上の賛成により行うことができる。

公開会社の減資はできるが、原則として資本金の4分の1以下に減資することはできない。減資は、株主総会の特別決議として4分の3以上の賛成が必要である（第139条）。

公開会社は、社債を発行することができるが、証券および証券取引所に関する法律に従い行なわなければならない。社債発行は、株主総会の特別決議として4分の3以上の賛成が必要である（145条）。

会社は、貸借対照表を一般大衆に周知させるため、株主総会での承認日から1ヶ月以内に、少なくとも1日間新聞に公告しなければならない（第127条）。

3. 株主総会

公開会社は、会計年度の終了日から4ヶ月以内に年次通常株主総会を開催しなければならない（第98条）。取締役会は、必要と認めるとき、臨時株主総会

を招集することができる（第99条）。発行済み株式数の20%以上を保有する株主、または発行済み株式数の10%以上の合計株式を保有する25人以上の株主は、いつでも取締役会に臨時総会の招集を請求することができる（第100条）。この規定は、少数株主の権利を保護したものであろう。

株主は株主総会に出席し議決する権利を有する。株主は、優先株式の株主を除いて、1株1議決権を有する（第102条）。

株主総会の定足数は、全株主数の半数以上の株主、代理人（もしあれば）が出席し、かつ、発行済み株式数の3分の1以上の合計株式数を代表する株主、代理人が出席した場合である。定足数に達しないときは、株主からの要求により臨時株主総会を開催した場合を除いて、再度招集する株主総会ではこの定足数を満たす必要はない（第103条）。取締役会会長は株主総会の議長となる（第104条）。株主総会では、普通決議の場合、過半数以上で決定するが、同数となった場合、総会の議長の追加の1票で決する（第107条）。

株主総会での普通決議としては、取締役の選任（第71条）、会計報告書の承認（第112条）、配当（第115条）、会計監査人の選任（第120条）などがある。

株主総会の特別決議の場合は4分の3以上で決定する（第107条）。なお、特別決議を要する事項は、会社の売却や譲渡、合併・買収（第107条、第146条）、定款の改正（第31条）、新株発行による増資（第136条）、減資（第139条）、会社の解散（第154条）、非公開会社から公開会社への変更（第180条）などの場合である。

以上のように、株主総会での普通決議では50%以上の賛成が、特別決議では75%以上の賛成が必要である。

4. 取締役、取締役会

取締役は株主総会によって選任される（第70条）。各年の最初の株主総会で、取締役全員を選任する。ただし、定款において取締役の選任方法を別に規定している場合には、取締役の3分の1が退任することとする。取締役の再選は認められる（第71条）。

株主総会による取締役の選任については、累積投票制度を採用している（第70条）。累積投票制度とは、株主に選任される取締役の数だけ投票権を与え、

少数株主であっても累積的に投票することによって、少数株主の代表となる取締役を選任しやすくする制度である。

公開会社は、5人以上の取締役からなる取締役会を置かなければならない。また、取締役は、半数以上が国内に居住する者でなければならない。(第67条) 取締役は自然人で、かつ成年者、破産者でないこと、犯罪者でないこと、などが要求される(第68条)。株主は取締役にすることができる(第69条)。

取締役会は、会社の目的、定款および株主総会の決議に従い会社を経営する権限と義務を有する。取締役会は、一人または複数の取締役もしくは他の者に、取締役会に代わって会社を運営することを委任することができる。ただし、定款が取締役会に上記の権限を与えない旨明記してある場合を除く。(第77条) この小委員会は、実際に経営を行う、アメリカなどの企業で一般的な経営執行委員会として機関であろう。タイの上場会社では、実際に取締役会の下に、経営執行委員会を置いている企業も多く見られる⁽⁵⁾。

取締役会は取締役会長、取締役副会長を選任する(第78条)。取締役会長が取締役会を招集する(第81条)。取締役会は少なくとも3ヶ月に一回開催しなければならない(第79条)。取締役会は、取締役数の半数以上の出席が必要で、取締役会長が議長となる。取締役会の決議は、取締役は一人で1票の多数決による。ただし、取締役は利害関係を有する件では議決権を有しない。投票が同数の場合は、会議の議長が追加の一票を投じて決定する。(第80条) 2人以上の取締役が取締役会の開催を請求したときは、取締役会を招集しなければならない(第81条)。

取締役の任期前の解任は、株主総会で2分の1以上の株主が出席し、4分の3以上の賛成が必要である(第76条)。

取締役会は、会計監査人が監査済みの貸借対照表および損益計算書、会計監査人の監査報告書、取締役会年次報告を株主総会招集前に株主に送付しなければならない(113条)。なお、取締役会年次報告には、会社の商号、本社所在地、業種、発行済み全株式数と種類、取締役の氏名と報酬額、会社が保有する子会社の株式数と種類、会社が発行済み全株式数の10%以上を保有している他の会社または非公開会社の商号・本店所在地・業種・発行済み全株式数と種類・会社保有の株式数と種類、などの報告を記載しなければならない(第114条)。

配当は、利益以外から配分できず、累積損失がある場合配当できない。配当は、定款で優先株式の規定がある場合を除き、株式数により株主に平等に分配しなければならない。配当は普通決議として株主総会で承認を得なければならない。なお、定款の規定がある場合、中間配当を行う十分な利益があると判断するとき、取締役会は臨時に株主に配当することができる。臨時配当分配後、次回の株主総会において報告しなければならない。配当は、文書により株主に通知し、かつ新聞に配当分配についての公告を行わなければならない。(第115条) 会社の登録資本金に未払いがある場合、あるいは会社が増資の登記を行った場合、会社は株主総会の承認を得て、株主に対し新普通株式を発行することにより、配当の全部または一部を支払うことができる(第117条)。

5. 会計監査人

会社の会計監査のために会計監査人をおき、貸借対照表および損益計算書を株主総会に提出する前に会計監査人の監査を受けなければならない(第112条)。会計帳簿は監査を受けるため保管しなければならない(第109条)。会計年度による1年に少なくとも一度、貸借対照表および損益計算書を作成しなければならない(第110条)。登録資本金に未払いがある場合、登録資本金および株式数、払込済み株式数および払込額を貸借対照表、財務状態を示す他の書類に明記しなければならない(第111条)。

会計監査人は、取締役、従業員などは会計監査人に選任することはできない(第121条)。会計監査人は定例株主総会において毎年選任され、退任する会計監査人の再選は妨げない(第120条)。会計監査人の報酬額は株主総会において決定する(第120条)。

会計監査人は、会計帳簿、その他の書類を閲覧できるものとし、取締役、従業員などに会社会計に関して質問、報告、証拠の提出を要求ができる(第122条)。会計監査人は、会計報告書を作成し定例株主総会に提出しなければならない(第123条)。

なお、国の企業監査として検査役の規定がある。全発行済み株式数の5分の1以上を合計して保有する株主、または株主総数の3分の1以上の株主は、共に署名し文書にて登記官に対し、会社の業務及び財政状態の検査、および取締

役会の業務執行の調査を行うため、検査役の選任を申請することができる（第128条）。登記官は、会社を検査するため、一人または複数の担当官を検査役として選任することができる（第129条）。

おわりに

タイの民商法典および公開会社法では、法人性と有限責任性を備えた企業の中で、株式会社（非公開会社）と公開会社を区別している。公開会社では、公開会社法により会社機関、企業情報開示、少数株主保護などで規制を強化している。

タイは、1997年に経済危機に直面しIMFから融資を受けたが、その際各種の制度改革を要求された。2001年の公開会社法の改定、SEC（証券取引委員会）による規制強化は、IMF、世界銀行の要求を反映したものである。また、企業統治改革に積極的に取り組んでいるOECDは、2003年に「アジアの企業統治白書」⁽⁶⁾を公表し、タイの企業統治改革にも影響を与えた。

コーポレートガバナンスの視点で、タイの企業関連法、特に公開会社法の特徴について考察してみよう。

第1は、タイの公開会社法に基づく法定機関は、株主総会、取締役・取締役会、監査役である。公開会社法では、アングロサクソン諸国企業で一般的な経営執行委員会の設置義務はない。ただし、実際には、タイの上場会社で経営執行委員会を置いている企業も見られる。

第2は、タイの公開会社法では、外部取締役としての独立取締役の設置義務はない。しかし、タイは2008年10月にSEC（証券取引委員会）の規定により、公開会社は全て専門取締役としての独立取締役の設置を義務づけた⁽⁷⁾。タイでは、独立取締役の設置義務を、会社法ではなくSECの規制という形で行っている。コーポレートガバナンスの視点で見ると、タイの公開会社での独立取締役の設置義務は、取締役会の経営監督機能の強化を制度化したものであろう。

第3は、タイの公開会社法では、会計監査人の設置義務がある。タイ証券法に基づき上場会社はSEC（証券取引委員会）が認証した者だけを会計監査人に選任することができるとしている⁽⁸⁾。さらに、タイは2008年10月にSEC

(証券取引委員会)の規定により、公開会社は3人以上で構成される監査役会の設置を義務づけた⁽⁹⁾。タイでは、監査役会の設置義務を、会社法ではなくSECの規制という形で行っているという特徴がある。コーポレートガバナンスの視点で見ると、タイの公開会社での認証会計監査人、および監査役会の設置は、独立取締役とともに、取締役会の経営監督機能の強化を制度化したものであろう。

第4は、タイ公開会社法では少数株主の権利を保護に関するいくつかの規定が存在するが、諸外国と比較すると少数株主の保護に関して不十分な点も存在する。株主総会の発行済み株式数の20%以上を保有する株主、または発行済み株式数の10%以上の合計株式を保有する25人以上の株主は、いつでも取締役会に臨時総会の招集を請求することができる(第100条)と規定している。日本の会社法では、総株主の議決権の3%以上を有している株主は、取締役会に株主総会の招集を提案できる(日本会社法219条)としている⁽¹⁰⁾。タイの公開会社法では、このような少数株主権の行使の要件とされる持ち株比率が、日本と比較して高いという点が指摘できる。

さらに、少数株主の保護を目的とした、株主総会での取締役の選任に累積投票制度を導入している。累積投票制度とは、株主に選任される取締役の数だけ投票権を与え、少数株主の代表となる取締役を選任しやすくする制度である。OECDコーポレートガバナンス原則などにおいても、累積投票制度の採用が奨励されている。

第5は、タイの公開会社法では、会社情報の開示が進展してきている点である。取締役会年次報告で、会社が保有する子会社の株式数と種類、会社が発行済み全株式数の10%以上を保有している他の会社または非公開会社の商号、本店所在地、業種、発行済み全株式数と種類、会社保有の株式数と種類、などの報告を記載しなければならない(第114条)という規定は、代表的なものであろう。

第6は、タイの公開会社法では、増資の場合、取締役会のみでの決定では行うことができず、株主総会で75%以上の賛成である特別決議の必要であるという点である。日本では、定款資本の範囲で取締役会の決定のみで増資を行うことができるという授權資本制度を採っているのに対して、タイでは授權資本制度

を採用していない。

第7は、タイの公開会社および株式会社での株式は、全て額面株であること、株式分割できないこと、記名株式と無記名株式があること、原則として自社株を所有することができないこと（ただし、第66条で特別な場合は認めている。）、などの特徴がある。このタイの株式制度を日本の会社法と比較してみよう。日本の会社法では、株式は全て無額面株であるのに対して、タイの会社法では全て額面株である。日本の会社法では、株式分割が可能であるのに対して、タイの会社法では株式分割を認めていない。日本の会社法では、株式は全て無記名株式であるのに対して、タイの会社法では一部の株で記名株式を認めている。さらに、日本の会社法では、自社株の保有が可能であるのに対して、タイの会社法では原則として自社株の保有を認めていない。日本の会社法でも、以前はこれらの多くの条項がタイ法と同様であったので、タイの現行法のこれらの株式条項は、以前の日本法に近い形である。

タイの公開株式会社法は、コーポレートガバナンスに関して先進諸国と比較するとまた不十分な点もあるが、SEC規定なども加わり、企業統治の強化、少数株主の保護、情報開示などで改善してきている。しかし、タイのコーポレートガバナンス問題点としては、大企業や外資企業などでまだ圧倒的な比重を占めている公開会社以外の株式会社の企業統治であろう。タイ民商法典による会社法は、公開会社法に比べるとコーポレートガバナンスの規制が緩いという問題がある。さらに、タイでの株式会社の現状は、公開会社数が少なく、大規模な会社であっても公開会社ではない企業が多いという点である。タイの企業は、家族支配などの同族企業がまだ多く、公開会社になるよりは規制の緩い非公開株式会社形態を選好するという傾向がある。特に、タイのグループ企業、財閥の持ち株会社ではその傾向がある。外資系企業も公開企業ではない株式会社形態が圧倒的である。タイのこれからのコーポレートガバナンスの課題は、非公開の株式会社での企業統治であろう。

注

- 1 タイ民商法典の中の会社法に関する条文（民商法典第22編第1012条—1273条）、および1992年公開会社法については、元田（2007）の日本語訳がある。本稿では、この条文翻訳を主として参考にした。
- 2 今泉慎也・安倍誠編（2005）、279頁。
- 3 日本の会社法（第113条）での授権株式数を増加する場合、発行株式総数の4倍までという意味は、授権株式総数増加についての株主総会の決議当時の発行済株式総数ではなく、授権株式総数増加の時の発行済株式総数を基準とする。
- 4 元田時男（2008）、41頁。
- 5 今泉慎也・安倍誠編（2005）、283頁。
- 6 OECD(2003)。
- 7 今泉慎也・安倍誠編（2005）、297—298頁。
- 8 今泉慎也・安倍誠編（2005）、284頁。
- 9 今泉慎也・安倍誠編（2005）、297—298頁。
- 10 日本の会社法第297条では、6ヵ月前からどの時期をとっても総株主の議決権の3%以上を有している少数株主（6ヵ月要件と3%要件は定款で緩和可。また、非公開会社では6ヵ月要件はない）は、まず取締役招集を請求し、招集手続がとられないときは、裁判所の許可を得てみずから招集できる、と規定している。

参考文献

- バンコク日本人商工会議所（2007）『タイ国経済概況2006・2007』 磐谷日本人商工会議所。
- Binswanger Brooker(2005), “Thailand Company Handbook”, The Brooker Group (Thailand).
- 今泉慎也・安倍誠編（2005）『東アジアの企業統治と企業法制改革』アジア経済研究所。
- 今泉慎也編（2007）『国際ルール形成と開発途上国』アジア経済研究所。
- 小林昌之編（2000）『アジア諸国の市場経済化と企業法』アジア経済研究所。
- 小林昌之・今泉慎也編（2002）『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所。
- 元田時男訳（2007）『パートナーシップと会社法、1956年法人の違反に関する法律、1992年公開会社法』GIPU（バンコク）。
- 元田時男（2008）『タイビジネス必携II』GIPU（バンコク）。
- 日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム（2006）『OECDコーポレートガバナンス』明石書店。
- 日本タイ協会編（2008）『現代タイ動向2006—2008』メコン。
- OECD(2003), “Asian Roundtable on Corporate Governance White Paper on Corporate Governance in Asia”, OECD.
- 大西康雄編（2006）『中国・ASEAN経済関係』アジア経済研究所。
- PricewaterhouseCoopers(2008), “Doing Business and Investing in Thailand”, PricewaterhouseCoopers.
- 作本直行編（2002）『アジアの経済開発と法』アジア経済研究所。
- 作本直行・今泉慎也編（2003）『アジアの民主化過程と法』アジア経済研究所。

末廣昭（2000）『キャッチアップ型工業化論』名古屋大学出版会。

末廣昭・東茂樹編（2000）『タイの経済政策』アジア経済研究所。

SEC(2008), “Enhancing Good Corporate Governance of Thai Listed Company”, Bangkok.

玉田芳史・船津鶴代編（2008）『タイ政治・行政の変革1991-2006』アジア経済研究所。

安田信之（2000）『東南アジア法』日本評論社。

安田信之（2005）『開発法学』名古屋大学出版会。